

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市立看護専門学校学則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

規則等を定める根拠となる法令の規定はありません。

3 改正の趣旨

- (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正（令和2年10月30日付け文部科学省厚生労働省令第3号。以下「改正規則」といいます。）及び看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインの一部改正（平成28年11月1日付け医政発1101第10。以下、「改正ガイドライン」といいます。）に伴い、教育課程（カリキュラム）の見直しを行います。
- (2) 改正ガイドラインに基づき、社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う引用条項の一部の見直しを行います。
- (3) 学校の円滑な運営及び教育の充実を図るため、会議等の見直しを行います。
- (4) 様式の一部について、不要な箇所を削除し、記入に関する必要な説明書きを一部追加し記入にかかる負担の軽減を図ります。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

- (1) 教育課程（カリキュラム）を改正規則に基づき改めます。
（第7条）
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、引用条項の一部を改正ガイドラインに基づき改めます。（第20条第2項）
- (3) 学校の円滑な運営及び教育の充実を図るために実施している「教育課程編成会議」を追加します。（第30条第1項）
- (4) 様式の一部について、その内容の一部を変更又は削除します。
（様式第1号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号）

5 規則等を施行する時期（予定）

令和4年4月1日